

議案第 63 号

国民健康保険条例の一部を改正する条例

令和 3 年 12 月 2 日提出

熊取町長 藤原敏司

提案理由

令和 4 年 1 月 1 日より産科医療補償制度の掛金が引き下げられることを受け、出産育児一時金等の支給総額を維持するべく、健康保険法施行令等を改正する政令（令和 3 年政令第 222 号）が令和 3 年 8 月 4 日に公布され、出産育児一時金の支給額を引き上げる必要が生じたため、この条例案を提出するものです。

## 国民健康保険条例の一部を改正する条例

国民健康保険条例（昭和58年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「404,000円」を「408,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に出産した被保険者に係る国民健康保険条例第6条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

国民健康保険条例（昭和58年条例第2号）の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現行
<p data-bbox="300 421 517 448">（出産育児一時金）</p> <p data-bbox="255 475 1111 691">第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>408,000円</u>を支給する。ただし、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条ただし書の出産であると認めるときは、3万円を超えない範囲内で規則で定める額を加算する。</p> <p data-bbox="255 715 383 742">2 （略）</p>	<p data-bbox="1193 421 1411 448">（出産育児一時金）</p> <p data-bbox="1151 475 2007 691">第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>404,000円</u>を支給する。ただし、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条ただし書の出産であると認めるときは、3万円を超えない範囲内で規則で定める額を加算する。</p> <p data-bbox="1151 715 1279 742">2 （略）</p>